

公 告

上水道送水管更生工事（桃山町外1町）について、次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

平成23年8月17日

春日井市長 伊 藤 太

1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上水道送水管更生工事（桃山町外1町）

(2) 場所

春日井市桃山町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から平成24年2月10日まで

(4) 工事概要

工事延長 L=647.57m

ホースライニングφ450 625.70m

DIP—NS φ450 13.40m

DIP—NS φ200 3.97m

VP φ50 4.50m

仮設配水管工 一式

仮設工 一式

付帯工 一式

(5) 予定価格及び最低制限価格

ア 予定価格 51,975,000円（税込）

イ 最低制限価格 38,115,000円(税込)

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件工事の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年度及び23年度の春日井市入札参加資格審査申請者のうち、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の規定に基づく水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成5年4月1日施行)に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を制限付き一般競争入札参加申込の日(以下「申込日」という。)から当該工事の落札決定までの間に、受けていないものであること。
- (3) 申込日から当該工事の落札決定までの間において、「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」(平成20年3月13日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 契約締結先となる本店(法の規定に基づく許可を受けたものに限る。)を春日井市内に有し、当該本店が建設工事の春日井市競争入札参加有資格者名簿に登載後、申込日に引き続き3年を経過していること。
- (5) 申込日に1年7か月を経過していない審査基準日の総合評定値通知書の水道施設工事の総合評定値が、600点以上であること。
- (6) 法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。
- (7) 平成18年4月1日以降に完了した官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。)発注の水道施設工事について、元請として1件が1千万円(JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限る。)以上の施工実績を有する者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 入札参加申込書の提出

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより、入札参加申込書に必要な事項を入力し、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書](#)に必要な事項を記入し、添付ファイルとして送信すること。

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成23年8月17日（水）午後3時から8月24日（水）午後4時まで

4 設計図書の配布

本工事に係る設計図書の配布は、本公告日より平成23年8月24日（水）午後5時まで、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のポータルサイト「入札情報サービス」の「入札公告」からダウンロードする方法により配布する。

（ポータルサイト：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>）

5 設計図書に対する質問及び回答

制限付き一般競争入札に参加申込をした者で設計図書に対する質問がある場合には、平成23年8月30日（火）正午までに春日井市上下水道部企画経営課へ文書により提出するものとする（必着）。質問に対する回答は、提出期限から7日以内に書面で通知する。

6 入札書の提出

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。

(1) 提出期間

平成23年9月9日（金）午前9時から9月12日（月）午後4時まで

(2) 開札の場所及び日時

春日井市財政部管財契約課

平成23年9月13日（火） 午前10時30分

7 入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条の規定により免除する。

8 入札参加資格確認申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込をした者は、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書](#)及び関係書類（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり作成し、平成23年9月12日（月）午後4時までに持参又は郵送（必着）して提出すること。

(1) 提出場所

春日井市総務部総務課

(2) 提出する資格確認申請書等

ア 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

イ 建設業許可通知書の写し

ウ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申込日に1年7か月を経過していない直近のもので発行者の印影のあるもの）

エ 第2項第7号の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）

(3) 提出部数 1部

(4) 提出された資格確認申請書等は、申請者に返却しない。

9 入札の執行

(1) 入札は電子入札システムにて行い、紙入札は原則行わない。

(2) 工事費内訳書の提出がない場合及び第8項に規定する資格確認申請書等の提出が期限までにない場合は、無効とする。

(3) 入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 落札決定に当たっては、開札後に入札価格の低い者から順に資格確認申請書等で、入札参加資格の確認を行い、最初に資格を有すると認められた者を落札者と決定する。

なお、その際に、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(5) 入札の回数は、1 回とする。

10 契約書作成の要否 要

11 入札の無効等

第 2 項の規定による入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、開札後に入札参加資格の確認を行い、資格無しと認められた場合は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書で資格のない旨通知する。

また、入札参加申込をした者であっても、申込後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等入札時点において制限付き一般競争入札参加資格のない者の行った入札は、無効とする。

12 支払条件

- (1) 前払金：有
- (2) 中間前払金又は部分払：有

13 分割工事における諸経費の調整

本件工事は、上水道送水管更生工事（桃山町その 3）との分割工事であるため、本件工事以外に上記分割工事を重複して受注した場合の諸経費については、契約締結後に受注した工事を合算して諸経費の調整を行い、減額が生じる場合は減額の変更契約を行うものとする。ただし、本件工事の入札においては、諸経費調整を行わないものとして算出した金額を入札書に記載するものとする。

なお、変更契約の手続きについては、春日井市工事請負契約約款第 24 条によるものとし、変更額の計算方法は、次の式によるものとする。

変更額＝（本契約の工事と分割対象工事を併せた設計による諸経費）× {本契約の工事の諸経費 / （本契約の工事の諸経費＋分割対象工事の諸経費）} －本契約の工事の諸経費

14 その他

- (1) 工期は、事情により変更することがある。
- (2) 入札参加者は、本公告、春日井市建設工事等に係る電子入札取扱要領（平成19年6月1日施行）、あいち電子調達共同システム（CAL S / EC）利用規約（平成18年9月6日施行）、春日井市入札者心得書（平成4年5月1日施行）を遵守するものとする。
- (3) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、春日井市は一切の損害賠償の責を負わない。

15 問い合わせ先

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課庶務担当（電話 0568-85-6067）

春日井市上下水道部企画経営課庶務担当（電話 0568-85-6406）